

京都市告示第534号

道路法第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年 1月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
川島自歩1号線	西京区川島筵田町57番地の3地先から同区川島六ノ坪町94番地の17地先まで	平成29年1月25日 午前10時
川島自歩2号線	西京区川島五反長町11番地の2地先内	〃
川島自歩3号線	西京区川島五反長町36番地の2地先内	〃
川島自歩4号線	西京区川島六ノ坪町29番地の2地先から同町28番地の2地先まで	〃

(建設局土木管理部道路明示課)